

〜あなたがいる わたしがいる 未来がある〜

# 6月23日(土)〜29日(金)は男女共同参画週間

6月23日(土)〜29日(金)は「男女共同参画週間」です。

国は、男女共同参画社会基本法の目的や理念に対する国民の理解を深めるため、毎年6月23日からの1週間を男女共同参画週間としています。

## 市の取り組み

羽村市では平成9年に「自分らしく生きよう」はむら「アピール」男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れてきました。

平成24年3月には「羽村市男女共同参画基本計画」を策定し、「一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせるはむら」を将来像として掲げています。市では、今後も男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでいきます。

皆さんと一緒に男女共同参画について考えてみませんか。  
「羽村市男女共同参画基本計画」は市役所3階企画政策課窓口・1階市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。  
問合せ 企画政策課企画政策担当

## 平成24年度男女共同参画フォーラム実行委員募集

市では、市民の皆さんと協働して男女共同参画に関する施策を推進していきます。

男女共同参画に関するフォーラム「女と男、ともに織りなすフォーラム in はむら」の企画・運営に携わっていただける方を募集します。

※活動は、無償で行っていただきます。  
応募資格 男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりに関心のある方

活動期間 7月から平成25年3月まで  
開催日時 主に平日の午後7時〜9時  
開催回数 年6回程度  
申込み・問合せ 電話・ファクス・Eメールまたは直接企画政策課企画画策担当へ FAX 554-12921  
✉ s101000@city.hamura.tokyo.jp  
※申込みは随時受け付けています。  
※第1回実行委員会は、7月下旬を予定しています。

## ミニコラム

### 男女共同参画って何だろう？

男女共同参画と聞くと多くの方が、「女性のためのもの」と感じるかもしれませんが、実は男性にとっても重要なものです。

#### 「男なのに」「男のくせに」ってどういうこと？

「男なのに」「男のくせに」と言われた時に、違和感を覚える方もいると思います。

例えば、こんな経験はないでしょうか。

- ◆ 育児休業を取りたくても「奥さんがいるのに何で君が？」と言われ、取れなかった…
- ◆ 「男は弱音を吐くべきではない」との思いから、悩み事を誰にも相談できない…

昔から言われる「男性だから」という意識が根づいていて、「本当は育児をしたいのに理解されない」「弱音を吐きたいのに吐けない」といったようなことが、重荷になることもあると思います。

女性が「固定的な性別による役割分担意識」(\*)によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われますが、実は男性も、「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けているのです。

#### 男性も女性も暮らしやすい社会とは？

男女共同参画社会とは、男性だから、女性だからということではなく、ともにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会です。

男性自身が、男性に関する「固定的な性別による役割分担意識」を解消し、子育てや地域活動に積極的に関わっていくことで、男性にとっても、女性にとっても暮らしやすい社会を築いていけるのではないのでしょうか。

「男は仕事」「女は家庭」のような役割分担意識は、家庭、職場、地域の人々の意識や慣習・慣行の中にも多く見受けられます。

意識や慣行をすぐに変えることは難しいですが、少しずつ変えていかなければなりません。そのためには、一人ひとりの意識を変えることが重要です。身近なところで感じる固定的な性別による役割分担について、家庭、職場、地域で話し合ってみませんか。

(\*) 固定的な性別による役割分担意識…「男は仕事、女は家事・育児」など、性別によってその役割を決めつけ、固定化してしまうこと



## 羽村LED化計画24

## LED電球転換事業／全照明LEDモニタリング事業

## LED電球転換事業

節電対策として、現在使用している電球を省エネ効果の高いLED電球に交換しましょう。

次のとおり白熱電球などからLED電球への転換事業を行います。

**対象** 市内に住民登録または法人登録のある方（原則1世帯または1社につき1個）

※前回（平成23年7月）に交換した方は応募することができません。

**手数料** 300円

※手数料の300円は、より多くの方が交換できるよう、この事業の運営費・LED電球購入代金の一部に使用します。

**交換予定数** 300個（申込みが予定数を超えた場合は抽選）

**申込み・問合せ** 6月15日（金）～29日（金）

（必着）に、往復はがきに「住所・氏名・LED電球交換申込み」を記入し郵送、または返信用のはがきを持参し、直接羽村みどり東京計画実行委員会事務局（環境保全課）へ

〒205-18601（所在地記載不要）

**抽選結果** 7月2日（月）から発送

## 交換日時と場所

■ 7月13日（金）午前9時～午後5時15分  
：市役所2階環境保全課窓口

■ 7月14日（土）午前9時～正午：市役所  
正面玄関前

※当選はがき・交換する電球・手数料を持参し、交換場所へお越しください。

※交換日時にお越しいただけない場合は、交換できません。

※代理人による申込みはできません。受取りは、当選はがきを持参した方に限り代理人受取りが可能です。

## ■ 交換予定LED電球（一般電球タイプ）

口金	色温度
E26	5,000K
電球カラー	品名
昼白色相当	GENTLED LDA6N-G/M
全光束	消費電力
510lm	6W
サイズ	明るさ
全長 104mm × 外径 60mm	40W相当

※この事業は、オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクトの補助金を活用し、羽村みどり東京計画実行委員会が行う事業です。

全照明LED  
モニタリング事業

1軒の個人住宅の照明をすべてLED化し、その省電力性能を1年間モニタリングします。その結果を広報でお知らせし、環境啓発を図ります。

## 応募資格

■ 1軒の住宅の照明をすべてLED化できる方

■ 1年間の電気使用量などをモニタリングし、毎月報告できる方

■ 指定した日に自宅内を確認し、打ち合わせできる方

■ 市内に居住し、モニタリング開始後1年以上市内に居住する方

■ エコ・チャレンジ！「環境ファミリー」に参加し、取り組める方

■ LED化工事前後の住宅内の写真を公表できる方

## 募集軒数 2軒

**補助内容** 1軒につき15万円以内のLED化工事代金を補助（超過する工事代金は自己負担していただきます）

※照明工事の内容は、当選決定後に設計士と相談していただきます。

**申込み・問合せ** 6月15日（金）～29日（金）

（必着）に、申込用紙に必要事項を記入し、直接環境保全課環境保全係へ

※申込用紙は、市役所2階環境保全課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

また、返信用封筒に80円切手を貼付し環境保全課へ郵送していただければ、申込用紙を送付します。

〒205-18601（所在地記載不要）

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

※LED電球転換事業と全照明LED化モニタリング事業の両方に応募することができませんが、どちらか一方のみの当選となります。

